

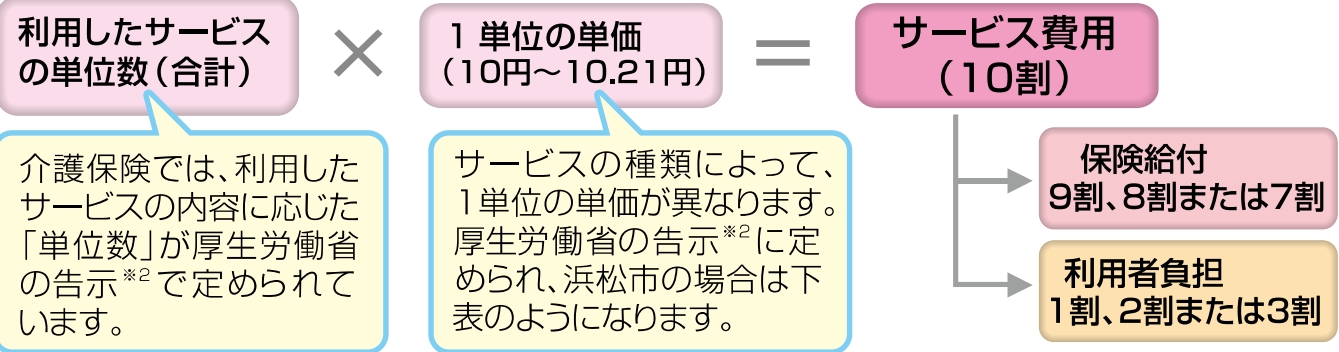
利用者負担 ①

介護保険サービスを利用したときは、下記の利用者負担を事業者へ支払います。
一定以上の所得がある人は利用者負担割合が2割または3割になります。

訪問介護・訪問看護など	サービス費用 の1割、2割 または3割						
通所介護・ 通所リハビリテーションなど	サービス費用 の1割、2割 または3割	+	食 費	+	日常生活費		
短期入所生活介護・ 小規模多機能型居宅介護 など	サービス費用 の1割、2割 または3割	+	食 費	+	滞在費	+	日常生活費
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)・ 介護老人保健施設など	サービス費用 の1割、2割 または3割	+	食 費	+	居住費	+	日常生活費

※サービス費用の負担割合は、ケアプランに基づいて利用した場合のもの

◎サービス費用の計算のしかた



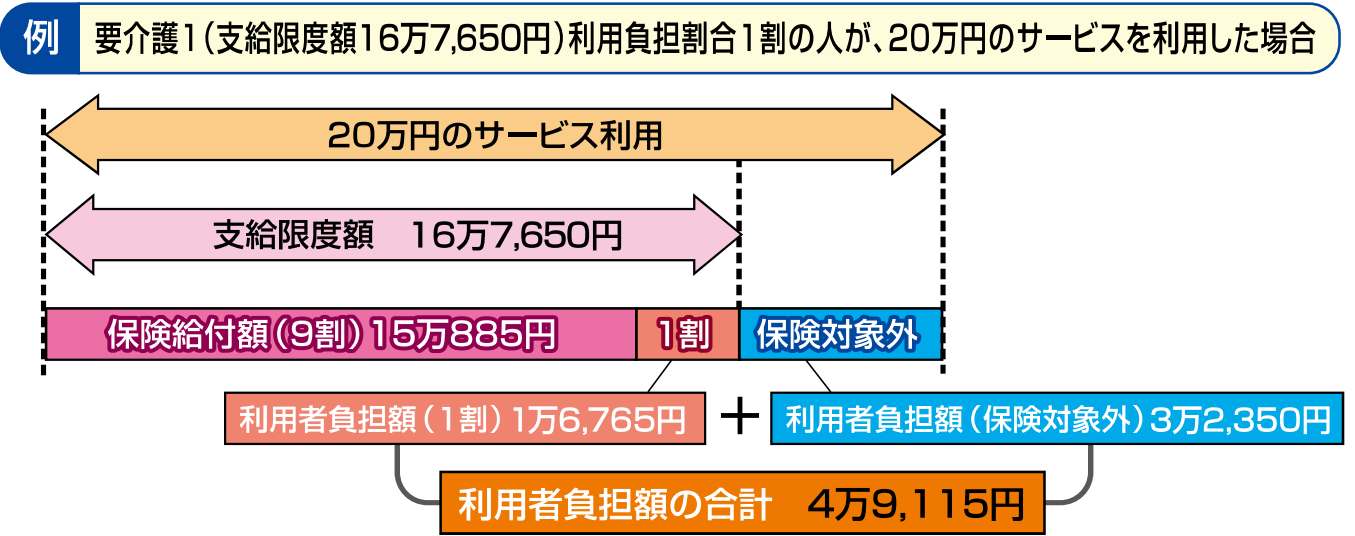
※2 介護予防訪問サービス、生活支援訪問サービス、介護予防通所サービスは浜松市が定める基準により定められています。

サービスの種類	1単位の単価
訪問介護、介護予防訪問サービス、生活支援訪問サービス、訪問入浴介護、訪問看護、 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、居宅介護支援、介護予防支援	10,21円
訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、 認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護	10,17円
通所介護、地域密着型通所介護、介護予防通所サービス、短期入所療養介護、 特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、 地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院	10,14円
居宅療養管理指導、福祉用具貸与	10,00円

災害などの場合は利用者負担の減免制度の対象となることがあります
災害等の特別な事情がある場合、減免制度の対象となることがあります。詳しくは最寄りの各
福祉事業所長寿支援課または長寿保険課(56ページをご参照ください)へお問合せください。

◎在宅のサービスに関する費用

在宅サービスの利用にあたっては、要介護状態区分ごとに保険が適用となる上限額(支給限度
額)が定められています。上限を超えて利用した分については、全額が自己負担になります。
なお、食費や滞在費、日常生活費が必要となる場合、これらの費用は全額が自己負担になります。



●在宅サービスの支給限度額

要介護 状態区分	1ヶ月の支給限度額の目安 (サービス費用の10割)	自己負担の目安		
		1割負担の場合	2割負担の場合	3割負担の場合
要支援1	5万 320円	5,032円	1万 64円	1万 5,096円
要支援2	10万 5,310円	1万 531円	2万 1,062円	3万 1,593円
要介護1	16万 7,650円	1万 6,765円	3万 3,530円	5万 2,95円
要介護2	19万 7,050円	1万 9,705円	3万 9,410円	5万 9,115円
要介護3	27万 480円	2万 7,048円	5万 4,096円	8万 1,144円
要介護4	30万 9,380円	3万 938円	6万 1,876円	9万 2,814円
要介護5	36万 2,170円	3万 6,217円	7万 2,434円	10万 8,651円

※事業対象者の支給限度額は要支援1と同じです。

◎上記の限度額に含まれないサービス

- ・特定福祉用具購入費(特定介護予防福祉用具購入費)
→年度で10万円<自己負担1万円～3万円>
- ・居宅介護住宅改修費(介護予防住宅改修費)
→20万円<自己負担2万円～6万円>
- ・居宅療養管理指導 など

※施設サービスの利用にあたっては、保険が適用となる上限額(支給
限度額)は定められていません。



負担が高額になったとき



◎介護保険の利用者負担が高額になったとき
高額介護（介護予防）サービス費

1か月の間に支払った「サービス費用の1割、2割または3割」が高額になり、合計して上限額（下表）を超えた場合は、申請によってその超えた分が「高額介護サービス費」として後から支給されます。同じ世帯でサービスの利用者が複数いる場合は、世帯内で自己負担額を合計できる場合があります。

●利用者負担上限額（月額）

利用者負担段階区分		利用者負担上限額
住民税課税世帯	課税所得約690万円以上	世帯：140,100円
	課税所得約380万円以上～約690万円未満	世帯：93,000円
	課税所得約380万円未満	世帯：44,400円
住民税非課税世帯		世帯：24,600円
●合計所得金額および課税年収額の合計が80万円以下の人(令和7年7月まで) ⇒80.9万円以下の人(令和7年8月から)* ●老齢福祉年金の受給者		個人：15,000円
・生活保護の受給者 ・利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合		個人：15,000円 世帯：15,000円

※老齢基礎年金(満額)の支給額引き上げに伴い、令和7年8月から80.9万円に引き上げられます。

浜松市では高額介護(介護予防)サービス費の受領委任払いを実施しています。
対象のサービスは介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護となります。

ご注意ください!
●サービスを利用してから原則として2年以内に申請が必要です。
●保険料の滞納により給付が制限されている場合は、高額介護（介護予防）サービス費が支給されない場合があります。

次の負担は、高額介護（介護予防）サービス費の対象となりません!

- ◆ 福祉用具購入費、住宅改修費の自己負担分（1割、2割または3割）
 - ◆ 施設サービス等の食費・居住費（滞在費）、その他日常生活費
 - ◆ 要介護状態区分ごとの支給限度額を超えてサービスを利用した時の利用者負担分など
- ※「高額介護（介護予防）サービス費」の対象となる人に「高額介護サービス費支給申請書」が送付されますので、各福祉事業所長寿支援課または長寿保険課などの担当窓口に提出してください。

◎介護保険と医療保険の利用者負担が高額になったとき
高額医療・高額介護合算制度（高額医療合算介護サービス費）

「介護保険のサービス費用の1割、2割または3割」と「医療保険の医療費の自己負担額」を年間で合計して限度額（下表）より500円を超えた場合は、申請によってその超えた分が後から支給されます。同じ世帯で介護保険と医療保険の両方に自己負担額がある世帯が対象となります（同じ世帯でも、それぞれが異なる医療保険に加入している家族の場合は合算できません）。

●高額医療・高額介護合算制度の自己負担限度額（計算期間は、毎年8月から翌年7月の12か月）

所得区分	70歳未満の人
901万円超	212万円
600万円超～901万円以下	141万円
210万円超～600万円以下	67万円
210万円以下	60万円
住民税非課税世帯	34万円

※所得＝前年の総所得金額等－基礎控除額

所得区分		70歳以上の人（後期高齢者医療制度の対象者を含む）
現役並み所得者	課税所得 690万円以上	212万円
	課税所得 380万円以上	141万円
	課税所得 145万円以上	67万円
一般（住民税課税世帯の人）		56万円
低所得者Ⅱ（住民税非課税世帯の人）		31万円
※低所得者Ⅰ	介護サービスの利用者が1人	19万円
	介護サービスの利用者が複数いる場合	医療分 19万円 介護分 31万円

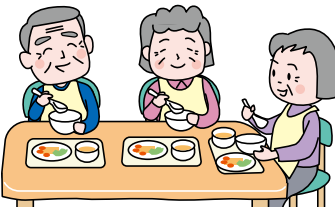
※世帯の各収入から必要経費控除の差引き後に所得が0円になる人（年金収入のみの場合80万円以下）

次の負担は、高額医療・高額介護合算制度の対象となりません!

- ◆ 福祉用具購入費、住宅改修費の自己負担分（1割、2割または3割）
- ◆ 施設サービス等の食費・居住費（滞在費）、その他日常生活費
- ◆ 入院時の食事や差額ベッド代
- ◆ 要介護状態区分ごとの支給限度額を超えてサービスを利用した時の利用者負担分 など

※ 介護保険は「高額介護（介護予防）サービス費」、医療保険は「高額療養費」を適用した後の自己負担額が対象です。
※ 詳しくは各福祉事業所長寿支援課または長寿保険課までお問合せください。

食費・居住費（滞在費）の負担限度額
（特定入所者介護サービス費）



低所得の人が次の施設やサービスを利用する場合、申請によって食費・居住費（滞在費）に負担限度額（利用者負担の1日あたり上限）が設けられ、自己負担額が軽減されます。低所得の人は所得に応じた負担限度額までを自己負担し、残りの基準費用額との差額分は「特定入所者介護サービス費」として保険給付されます。

●対象となる施設・サービス

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、短期入所生活介護、短期入所療養介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

●申請に必要なもの

- 介護保険被保険者証
- 介護保険負担限度額認定申請書
- ※申請書は窓口にあります。また、浜松市のホームページにも掲載しています。（P54参照）
- ※本人による署名が難しい場合は、本人の印鑑（認印）が必要です。
- 本人及び配偶者（有の場合）の資産状況を確認できるものの写し
 - ・預貯金（普通・定期）…すべての通帳の写し
 - ・有価証券・投資信託…有価証券を管理する証券会社や銀行の口座残高の写し
- ※通帳は口座情報、取引状況、口座残高が確認出来る箇所の写し（㉗～㉙）をご提出ください。

写しを取る前に、必ず記帳をしてください。

- ㉗表面
- ※ゆうちょ銀行は口座番号の記載が表紙に無いので、表紙と2ページ目の写しを提出してください。
- ㉘記帳されているページ（原則申請される日から直近2か月間の取引がわかるもの）
- ㉙定期預金のページ
- ※総合口座の場合は定期預金がない方も、ないことの確認をするため、空欄のページの写しの提出をお願いいたします。

●申請窓口

- 各福祉事業所長寿支援課または長寿保険課（P56参照）
- 一部の支所（春野、佐久間、水窪、龍山のみ）（P56参照）

●注意

- 負担限度額の制度を利用するには、あらかじめ市の窓口へ申請する必要があります。
- 世帯分離をしていても、配偶者が住民税課税者の場合は対象外です。

●居住費・食費の自己負担限度額（1日あたり）

令和7年7月まで

利用者負担段階	対象となる人		負担限度額（利用者負担の1日あたり上限）						
	所得の状況	預貯金額※1 （夫婦の場合）	居住費（滞在費）						食費【】はショートステイの場合
			ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室（老健・療養等）	従来型個室（特養等）	多床室（老健・療養等）	多床室（特養等）	
第1段階	生活保護を受給している人	—							
	老齢福祉年金を受給している人	1,000万円（2,000万円）以下	820円	490円	490円	320円	0円	0円	300円【300円】
第2段階	合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円以下の人	650万円（1,650万円）以下	820円	490円	490円	420円	370円	370円	390円【600円】
第3段階①	合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	550万円（1,550万円）以下	1,310円	1,310円	1,310円	820円	370円	370円	650円【1,000円】
第3段階②	上記以外の人	500万円（1,500万円）以下	1,310円	1,310円	1,310円	820円	370円	370円	1,360円【1,300円】
基準費用額 ※2			2,006円	1,668円	1,668円	1,171円	377円	855円	1,445円

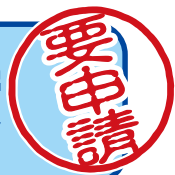


令和7年8月から

利用者負担段階	対象となる人		負担限度額（利用者負担の1日あたり上限）						
	所得の状況	預貯金額※1 （夫婦の場合）	居住費（滞在費）						食費【】はショートステイの場合
			ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室（老健・医療院等）	従来型個室（特養等）	多床室（老健・医療院等）	多床室（特養等）	
第1段階	生活保護を受給している人	—							
	老齢福祉年金を受給している人	1,000万円（2,000万円）以下	880円	550円	550円	380円	0円	0円	300円【300円】
第2段階	合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80.9万円（※3）以下の人	650万円（1,650万円）以下	880円	550円	550円	480円	430円	430円	390円【600円】
第3段階①	合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80.9万円（※3）超、120万円以下の人	550万円（1,550万円）以下	1,370円	1,370円	1,370円	880円	430円	430円	650円【1,000円】
第3段階②	上記以外の人	500万円（1,500万円）以下	1,370円	1,370円	1,370円	880円	430円	430円	1,360円【1,300円】
基準費用額 ※2			2,066円	1,728円	1,728円	1,231円	437円	915円	1,445円

※1 2号被保険者は所得の状況に関わらず預貯金額は1,000万円（夫婦の場合は2,000万円）以下
※2 基準費用額:施設における食費・居住費の平均的な費用額（1日あたりのめやす、実際の費用額は施設ごとに異なる。）
※3 老齢基礎年金（満額）の支給額引き上げに伴い、令和7年8月から80.9万円に引き上げられます。

社会福祉法人による利用者負担軽減制度



低所得の人が社会福祉法人の運営する次のサービスを利用する場合、申請によってサービス費用の1割・食費・居住費（滞在費）が軽減されます。

社会福祉法人による利用者負担軽減制度を利用するには、あらかじめ市の窓口へ申請する必要があります。

サービスの種類	軽減対象となるもの	軽減割合
訪問介護、介護予防訪問サービス、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護	サービス費用の1割	25/100
通所介護（地域密着型を含む）、介護予防通所サービス、認知症対応型通所介護	サービス費用の1割、食費	それぞれ25/100
短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	サービス費用の1割、食費、居住費（滞在費） ※介護保険負担限度額認定証をお持ちでない場合、食費、居住費（滞在費）は軽減対象外	それぞれ25/100

●対象となる人・・・以下の全てを満たす人が対象となります

- ①市民税世帯非課税である人
- ②年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること
- ③預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること
- ④日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと
- ⑤負担能力のある親族等に扶養されていないこと
- ⑥介護保険料を滞納していないこと

●申請に必要なもの

- 介護保険被保険者証
- 社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請書（※）
- 収入・資産等申告書（※）
- 世帯全員分の収入がわかるもの
例）世帯全員分の年金の源泉徴収票、または、年金の振り込まれている預貯金の通帳など
- 世帯全員分の資産がわかるもの
例）世帯全員分の預貯金の通帳など

※ 社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請書と収入・資産等申告書は窓口を設置しています。申請書は浜松市のホームページにも掲載しています。（P54参照）

通帳は以下のように、口座情報、取引状況、口座残高が確認出来る箇所の写しをご提出ください。

※写しを取る前に、必ず記帳をしてください。

- ㊦表面
※ゆうちょ銀行の場合は口座番号の記載が表紙に無いので、表紙と2ページ目の写しを提出してください。



①記帳されているページ

普通貯金			
年月日	お支払金額	お預り金額	残高
04-12-24	30,000	カード	300,000
05-01-20	10,000	カード	290,000
05-01-24	20,000	カード	270,000
05-02-15	年金	78,000	348,000
⋮	⋮	⋮	⋮
07-05-24	20,000	カード	400,000
07-06-12	30,000	カード	370,000
07-06-13	年金	78,000	448,000

- 申請日が令和7年7月31日までの場合、令和5年1月1日から申請日までの取引がわかるもの
- 申請日が令和7年8月1日以降の場合、令和6年1月1日から申請日までの取引がわかるもの

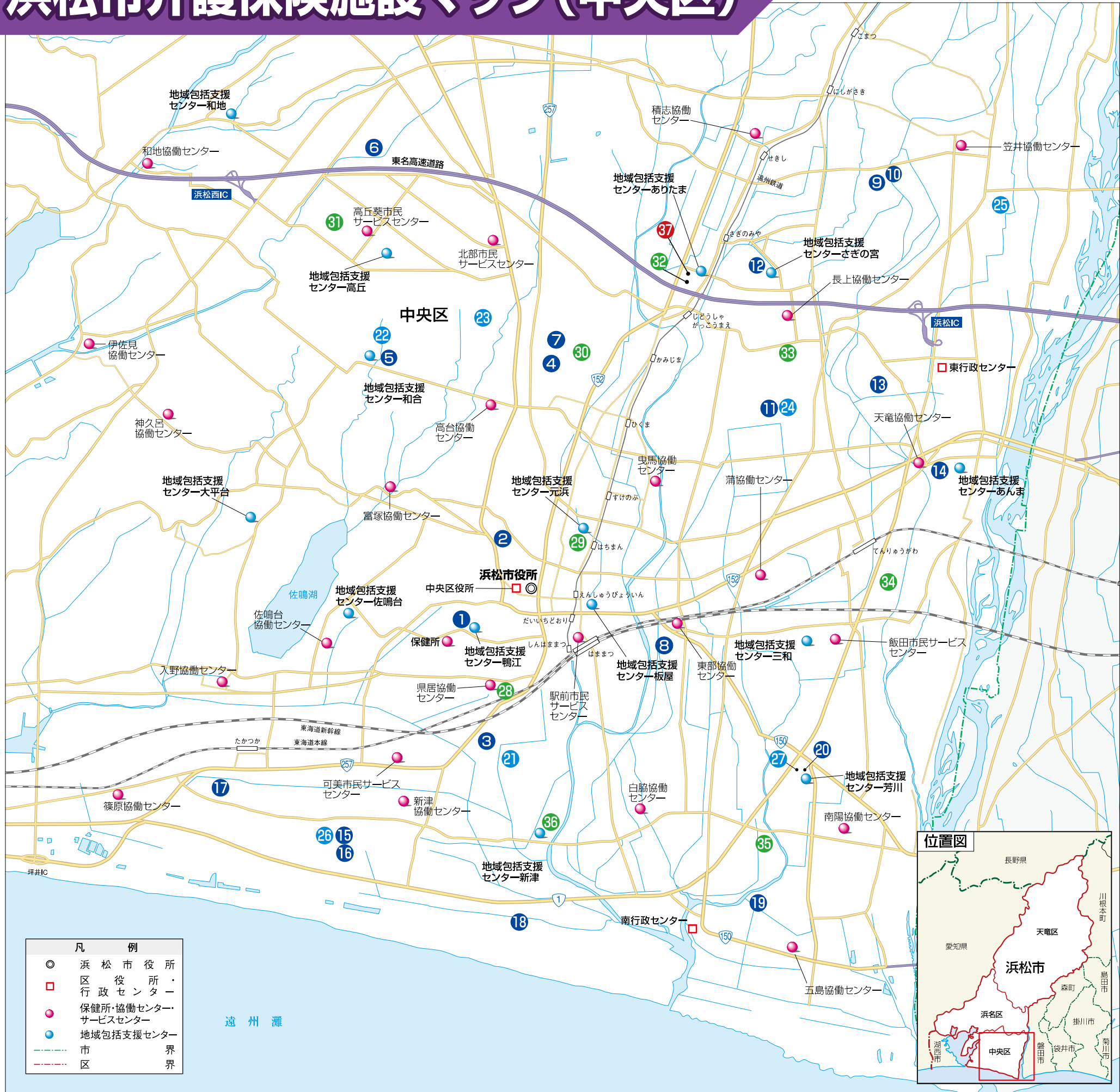
- ㊦定期預金のページ
※総合口座の場合は定期預金がない方も、ないことの確認をするため、空欄のページの写しの提出をお願いいたします。

定期預金			
年月日	金額	満期日	利率
ご継続 04-04-01	スーパー定期 ¥1,000,000	05-04-01	0.025% ¥1,000,000
ご解約 05-04-01	¥-1,000,000		¥0

●申請窓口

- 各福祉事業所長寿支援課または長寿保険課（P56参照）
- 一部の支所（春野、佐久間、水窪、龍山のみ）（P56参照）

浜松市介護保険施設マップ(中央区)



介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

令和7年3月
施設区分 従:従来型、ユ:ユニット型

	名 称	所 在 地	電話番号	定員	施設区分
①	白萩荘	中央区鶴江三丁目6-12	053-456-4738	50	従
②	天竜厚生会城北の家	中央区城北一丁目24-5	053-412-0030	100	ユ
③	神田ふるさと庵	中央区神田町510-1	053-441-4165	100	ユ
④	藤乃花	中央区幸四丁目21-1	053-472-1187	90	ユ
⑤	和合愛光園	中央区和合町555	053-478-0800	102	従・ユ
⑥	葵の里	中央区葵西六丁目10-62	053-420-2220	96	従
⑦	あづきもち	中央区小豆餅三丁目20-22	053-439-3911	90	ユ
⑧	浜松中央長上苑	中央区中島二丁目7-1	053-411-5550	120	ユ
⑨	おおしま	中央区大島町891	053-431-1111	80	ユ
⑩	上大瀬	中央区大島町959-1	053-431-1010	90	ユ
⑪	第二長上苑	中央区中田町590	053-411-0022	80	ユ
⑫	さぎの宮寮	中央区小池町38-1	053-434-5710	80	従
⑬	白梅下石田ホーム	中央区下石田町1588-1	053-422-2800	110	ユ
⑭	一空園	中央区安新町38-1	053-421-3173	80	ユ
⑮	南風	中央区倉松町593	053-449-8101	50	ユ
⑯	第二南風	中央区倉松町598	053-449-8170	60	ユ
⑰	静光園	中央区小沢渡町1300-1	053-445-1300	130	従
⑱	第二砂丘寮	中央区田尻町1182	053-442-2531	81	従
⑲	西島寮	中央区西島町101	053-425-2000	80	従
⑳	芳川の里	中央区石原町739	053-426-1500	50	従

地域密着型介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

施設区分 ユ:ユニット型

	名 称	所 在 地	電話番号	定員	施設区分
㉑	浅田ふるさと庵	中央区神田町191	053-441-6520	29	ユ
㉒	和合愛光園 和合サテライト	中央区和合町500-1	053-475-3870	29	ユ
㉓	いずみ	中央区泉四丁目20-1	053-416-1010	29	ユ
㉔	第三長上苑	中央区中田町581	053-411-1133	29	ユ
㉕	かささぎ苑	中央区恒武町842	053-435-7737	29	ユ
㉖	花菜風	中央区倉松町741	053-449-8881	29	ユ
㉗	いしはらの里	中央区石原町749	053-427-1100	29	ユ

介護老人保健施設

施設区分 従:従来型、ユ:ユニット型、認:認知症専門棟あり

	名 称	所 在 地	電話番号	定員	施設区分
㉘	白梅県居ケアホーム	中央区東伊場二丁目14-35	053-458-2100	100	従 認
㉙	平安の森	中央区八幡町181	053-476-1156	100	従
㉚	坂の上ろうけん曳馬野	中央区幸四丁目36-3	053-416-2015	100	従
㉛	みずほケアセンター	中央区高丘西二丁目32-36	053-414-2220	100	従
㉜	ハイマート有玉	中央区有玉南町1436	053-434-7877	100	従
㉝	天王介護老人保健施設	中央区市野町2495	053-423-1070	100	従 認
㉞	長鶴の郷	中央区長鶴町290	053-423-2700	100	従 認
㉟	ケアセンター芳川	中央区岸野町24	053-426-0003	100	従・ユ
㊱	白脇ケアセンター	中央区白羽町1424	053-444-3131	100	従

介護医療院

施設区分 従:従来型

	名 称	所 在 地	電話番号	定員	施設区分
㊲	介護医療院 有玉病院	中央区有玉南町1436	053-433-5255	113	従

※介護保険施設以外の事業所は浜松市ホームページをご覧ください(54ページ参照)。

浜松市介護保険施設マップ(中央区・浜名区)

令和7年3月



介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

施設区分 従:従来型、ユ:ユニット型

	名 称	所 在 地	電話番号	定員	施設区分
38	三幸の園	中央区大平台一丁目34-30	053-485-1136	110	従
39	館山寺の里	中央区館山寺町463-1	053-487-3050	130	ユ
40	朝霧の園	中央区庄和町2476-1	053-487-2202	90	従・ユ
41	やすらぎの里	中央区大山町1505-1	053-486-0581	80	従
42	グリーンヒルズ東山	中央区大山町2958-1	053-414-6001	140	ユ
43	湖東の杜	中央区湖東町1074	053-486-3586	90	ユ
44	浜名湖園	中央区古人見町1212	053-485-4116	80	従
45	まほら舞阪	中央区舞阪町弁天島3481-26	053-597-2000	50	ユ
46	山崎園	中央区雄踏町山崎2829	053-597-2586	100	従・ユ
47	宇布見の里	中央区雄踏町宇布見9481-1	053-401-3281	70	ユ
48	神久呂の園	中央区神ヶ谷町6611	053-485-6320	80	従
49	第二九重荘	浜名区都田町16-5	053-428-2136	95	従・ユ
50	しあわせの園	浜名区都田町1854	053-428-2189	30	従
51	ケアホームしあわせ	浜名区都田町9220-1	053-428-5551	90	ユ
52	ケアホーム三方原	中央区東三方町239	053-439-0777	80	ユ
53	ふるさと庵	中央区豊岡町273-2	053-438-5785	90	ユ
54	第三静光園(あかり・いこい)	中央区根洗町681-4	053-436-8888	80	従・ユ
55	浜松十字の園	浜名区細江町中川17220-11	053-436-9535	120	従
56	細江の苑	浜名区細江町中川17500-1	053-522-3322	90	ユ
57	いなさ愛光園	浜名区引佐町東黒田37-2	053-544-0781	70	従・ユ
58	引佐みやまの里	浜名区引佐町奥山1576-81	053-528-4050	70	ユ
59	みずうみ	浜名区三ヶ日町三ヶ日1148-2	053-528-0300	80	ユ

地域密着型介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

施設区分 ユ:ユニット型

	名 称	所 在 地	電話番号	定員	施設区分
60	こうこうの里	中央区入野町10825-1	053-440-7733	29	ユ
61	小規模特養 彩	中央区大人見町3010-1	053-482-1500	29	ユ
62	西山の杜	中央区西山町93-1	053-485-7600	29	ユ
63	なごみ	中央区三方原町1383-1	053-420-7531	29	ユ
64	和合愛光園 初生サテライト	中央区初生町1095-1	053-414-0380	29	ユ

介護老人保健施設

施設区分 従:従来型、認:認知症専門棟あり

	名 称	所 在 地	電話番号	定員	施設区分
65	入野ケアセンター	中央区入野町6417	053-440-1200	150	従 認
66	白梅ケアホーム	中央区大人見町3011-1	053-485-7711	150	従
67	西山ウエルケア	中央区西山町411-2	053-485-5500	148	従
68	都ケアセンター	浜名区都田町7555-47	053-428-3331	405	従
69	みかたはら介護老人保健施設	中央区三方原町675-6	053-438-5886	100	従
70	三方原ヘルホーム	浜名区細江町中川17421-1	053-436-6600	150	従
71	花平ケアセンター	浜名区引佐町花平708	053-542-4187	100	従 認
72	クロヤナギ介護老人保健施設	浜名区三ヶ日町宇志34-1	053-524-1158	19	従
73	みっかび東介護老人保健施設	浜名区三ヶ日町宇志34-1	053-524-2000	100	従
74	はまなこ介護老人保健施設	浜名区三ヶ日町都筑3664-10	053-526-1154	150	従

介護医療院

施設区分 従:従来型

	名 称	所 在 地	電話番号	定員	施設区分
75	和恵会ケアセンター	中央区入野町6413	053-440-5500	100	従
76	和恵会医療院	中央区入野町6413	053-440-5500	80	従
77	介護医療院 湖東病院	中央区伊左地町8151	053-486-2222	169	従
78	湖東ケアセンター	中央区伊左地町8151	053-486-2222	60	従
79	介護医療院 西山病院	中央区西山町500	053-485-5558	113	従
80	介護医療院 西山ナースング	中央区西山町411-1	053-485-5151	164	従

※介護保険施設以外の事業所は浜松市ホームページをご覧ください(54ページ参照)。

浜松市介護保険施設マップ(浜名区・天竜区)



介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

施設区分 従:従来型、ユ:ユニット型

	名 称	所 在 地	電話番号	定員	施設区分
81	浜北愛光園	浜名区高園208-2	053-584-0700	150	従・ユ
82	きじの里	浜名区染地台五丁目4-3	053-585-3333	80	ユ
83	鶴寿の里	浜名区平口2438	053-581-8571	50	ユ
84	しんばらの家	浜名区新原4092-2	053-584-1077	80	ユ
85	多喜の園	浜名区中瀬3829-1	053-588-4115	75	従・ユ
86	翠松苑(すいしょうえん)	浜名区於呂4201-6	053-583-1135	80	従
87	百々山(ももやま)	天竜区渡ヶ島217-3	053-583-1134	160	従・ユ
88	秋葉の苑	天竜区春野町堀之内71	053-985-0301	50	従
89	さくまの里	天竜区佐久間町中部18-15	053-965-1855	44	ユ
90	みさくぼの里	天竜区水窪町奥領家2356-4	053-982-1248	50	ユ

地域密着型介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

施設区分 ユ:ユニット型

	名 称	所 在 地	電話番号	定員	施設区分
91	小規模特別養護老人ホーム 楓	浜名区東美園1520	053-545-3800	29	ユ
92	特別養護老人ホーム サテライト新原	浜名区新原4340-13	053-584-1530	29	ユ
93	特別養護老人ホーム サテライト天竜	天竜区二俣町南鹿島5-1	053-922-2635	29	ユ

介護老人保健施設

施設区分 従:従来型、ユ:ユニット型、認:認知症専門棟あり

	名 称	所 在 地	電話番号	定員	施設区分
94	きらりの森	浜名区染地台三丁目29-20	053-589-3331	100	従 認
95	エーデルワイス	浜名区平口2405	053-585-1500	150	従
96	あらたま	浜名区宮口3152	053-582-3211	80	従・ユ
97	さいわい	天竜区渡ヶ島221	053-583-1156	127	従
98	鹿島の郷	天竜区二俣町南鹿島36-1-2	053-925-5019	100	従
99	はるのケアセンター	天竜区春野町気田776-5	053-989-1500	60	従

介護医療院

施設区分 従:従来型

	名 称	所 在 地	電話番号	定員	施設区分
100	介護医療院 浜北さくら台	浜名区四大地9-68	053-582-2311	54	従
101	遠江病院 介護医療院	浜名区中瀬3832-1	053-588-1880	52	従
102	天竜すずかけ病院・介護医療院	天竜区二俣町二俣2396-56	053-925-8111	55	従

※介護保険施設以外の事業所は浜松市ホームページをご覧ください(54ページ参照)。

介護サービス情報 公表システム



スマホ、PCでカンタン検索!



介護 公表

検索

厚生労働省の「介護サービス情報公表システム」は、
介護サービス事業所のサービス内容などの詳細情報を、
インターネットで自由に検索・閲覧できるシステムです。
さまざまな「サービス」や「介護サービス事業所」の比較検討や自由な
選択にご活用ください。

浜松市公式LINE「しゃんべえ情報局」について

- 浜松市では、浜松市公式LINE「しゃんべえ情報局」で、チャットボットによる手続案内サービスを実施しております。
- 手続きに係る質問に対し、自動応答による会話形式で応えるものです。簡易な回答を表示した上で、詳細が記載されたホームページを案内します。



※ご利用には浜松市LINE公式アカウント「しゃんべえ情報局」への登録が必要です。

※アカウント名「浜松市(@hamamatsu)」

※下記のQRコードよりアカウントのホーム画面にアクセスできます。



事業者等から提供されたサービスの内容に不満がある場合は・・・

●利用してるサービス提供事業所の相談窓口

サービス提供事業所は、利用者・入所者およびその家族からの苦情を受け付けるための窓口を設置することなどが義務付けられています。サービスの内容などに疑問不満がある場合は、まず利用しているサービス提供事業所の相談窓口へご連絡ください。

サービス提供事業所に相談しても解決できなかった場合は、
最寄りの区役所や静岡県国民健康保険団体連合会にご相談ください。

●各福祉事業所長寿支援課または長寿保険課：問合せ先は56ページをご覧ください。

●静岡県国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口

静岡市葵区春日二丁目4-34 電話 054-253-5590

受付時間：午前9時～午後5時（土・日曜日、祝日及び年末年始は除く）



災害時避難行動要支援者名簿への登録について

災害時に自力で避難することが困難な方の情報を名簿に記載し、避難支援者に情報提供しています。要介護3以上の認定を受けている人で、名簿に登録を希望する場合は各福祉事業所長寿支援課または長寿保険課にご相談ください。

- 窓口：各福祉事業所長寿支援課または長寿保険課（問合せ先は56ページをご覧ください。）

手続き一覧



介護保険の手続きを
したいけど、
どこへ行けばいいの？
何が必要なの？

必要な手続きを行って、
介護保険のサービス
を有効に利用してく
ださい。



こんなとき、こんな手続き

こんなとき	持 ち 物	窓 口
保険料を納付したい	●介護保険料納入通知書	●金融機関窓口(ゆうちょ銀行を含む) ●各福祉事業所長寿支援課 または長寿保険課 ●一部の支所 (引佐、三ヶ日、春野、佐久間、水窪、龍山)
保険料を口座振替で 納付したい	●預貯金通帳 ●通帳の届出印 ●介護保険被保険者番号が わかるもの(被保険者証など)	●金融機関窓口(ゆうちょ銀行を含む) ●各福祉事業所長寿支援課 または長寿保険課 ●市役所介護保険課
要介護認定を受けたい (※1)	●介護保険被保険者証 ●医療保険の資格情報わかるもの 以下に該当する人 ・国家公務員共同共済組合、地方公務員共済 組合、私学事業団ほか、一部の健康保険組 合の加入者 ・協会けんぽの被保険者	●各福祉事業所長寿支援課 または長寿保険課 ●一部の支所 (引佐、三ヶ日、春野、佐久間、水窪、龍山) ●一部の協働センター (西部・北部・南部・中部・雄踏・ 可美・細江・浜名・北浜南部を除く) ●一部のふれあいセンター (二俣・光明を除く) ●一部の市民サービスセンター (赤佐・龍山北を除く)
被保険者証を なくしてしまった(※1)	●手続きをする人の身分証明書	
高額介護サービス費の 支給申請をしたい(※1)	●送付された高額介護サービス 費支給申請書 ●印かん(認印)	
高額医療合算 介護サービス費の 支給申請をしたい (※1)	●介護保険被保険者証 ●医療保険の被保険者証 ●印かん(認印) ●振込口座が分かるもの(通帳など)	
福祉用具購入費の 支給申請をしたい	●支給申請書(※2) ●領収書 ●印かん(認印) ●購入した福祉用具のカタログのコピー	●各福祉事業所長寿支援課 または長寿保険課 ●一部の支所 (春野、佐久間、水窪、龍山のみ)
住宅 改修費の	事前申請 をしたい	●事前承認申請書(※2) ●見取り図 ●印かん(認印) ●住宅改修理由書 ●見積書 ●改修前の写真(日付入)
	支給申請 をしたい	●支給申請書(※2) ●領収書 ●印かん(認印) ●工事費用の内訳書 ●改修後の写真(日付入) ●事前承認通知書

「浜松市のホームページ」もご覧ください

- 掲載内容 ①介護保険制度
②各種申請
③浜松市の介護サービス事業所

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>

ホーム → 健康・医療・福祉 → 福祉 → 介護保険



(※1)個人番号を記載する場合は、別途本人確認等の書類が必要となります

(※2)の申請書は、窓口へ備え付けてあります(浜松市ホームページからもダウンロードできます)

地域包括支援センター (高齢者相談センター)

一覧

お住まいの地区により担当の地域包括支援センターが決まっています。

令和7年3月現在

区	地 区	センター名	電話番号	所在地
中央区	北 曳馬	元浜	479-1215	中央区元浜町356
	西 県居	鴨江	456-3362	中央区鴨江三丁目6-12
	江西			
	城北	佐鳴台	448-0201	中央区佐鳴台三丁目35-21
	佐鳴台			
	富塚	和合	475-5560	中央区和合町555
	萩丘			
	中央			
	アクト	板屋	456-5600	中央区中央三丁目1-18
	江東			
	駅南			
	萩丘	高丘	420-6330	中央区高丘東四丁目43-11
	三方原	三方原	439-5000	中央区東三方町239
	積志	ありたま	434-7899	中央区有玉南町1436
	長上	さぎの宮	432-5151	中央区小池町38-1
	笠井			
	中ノ町	あんま	423-2701	中央区安間町55-8
	和田			
	蒲			
	入野	大平台	485-2800	中央区大平台一丁目34-30
浜名区	篠原			
	庄内	和地	437-2001	中央区大山町2893-1
	和地			
	伊佐見			
	舞阪	雄踏	597-0022	中央区雄踏町宇布見4080-4
	雄踏			
	神久呂			
	新津	新津	444-3333	中央区法枝町248-3
	可美			
	芳川	芳川	426-1503	中央区石原町749
天竜区	河輪			
	五島			
	白脇	三和	462-1011	中央区三和町242-1
	飯田			
	北浜	北浜	584-2733	浜名区高藺208-2
	浜名	しんばら	584-1090	浜名区新原4092-2
	鹿玉			
	中瀬	於呂	588-5600	浜名区於呂2519-2
	赤佐			
	都田	三方原 (サテライト都田・新都田)	428-6333	浜名区新都田五丁目12-21
天竜区	新都田			
	細江	細江	528-2288	浜名区引佐町井伊谷2569
	引佐			
	三ヶ日	(三ヶ日支所)	528-0788	浜名区三ヶ日町三ヶ日500-1
	天竜	天竜	925-0034	天竜区二俣町二俣1569-28
	春野	(春野支所)	983-5000	天竜区春野宮川1467-2
	龍山	北遠中央	969-0088	天竜区龍山町戸倉711-2
天竜区	佐久間	(佐久間支所)	965-0080	天竜区佐久間町中部18-11
	水窪	(水窪支所)	982-0870	天竜区水窪町奥領家2980-1

※市外局番は(053)です。



浜松市のお問合せ窓口

平日8:30～17:15 土・日曜、祝日および年末年始は除く

令和7年3月現在

福祉事業所等		電話番号	所在地
中央福祉事業所 長寿支援課			
	中央区役所内	457-2324	〒430-8652 中央区元城町103-2
	東行政センター内	424-0184	〒435-8686 中央区流通元町20-3
	西行政センター内	597-1119	〒431-0193 中央区雄踏一丁目31-1
	南行政センター内	425-1572	〒430-0897 中央区江之島町600-1
浜名福祉事業所 長寿保険課			
	浜名区役所内	585-1122	〒434-8550 浜名区貴布祢3000
	北行政センター内	523-2863	〒431-1395 浜名区細江町気賀305
天竜福祉事業所 長寿保険課			
	天竜区役所内	922-0065	〒431-3392 天竜区二俣町二俣481
支 所			
	引佐	542-1111	〒431-2295 浜名区引佐町井伊谷616-5
	三ヶ日	524-1111	〒431-1495 浜名区三ヶ日町三ヶ日500-1
	春野	983-0001	〒437-0604 天竜区春野町宮川1467-2
	佐久間	966-0002	〒431-3908 天竜区佐久間町中部18-11
	水窪	982-0002	〒431-4195 天竜区水窪町奥領家2980-1
	龍山	966-2113	〒431-3804 天竜区龍山町大嶺570-1

※市外局番は(053)です。

浜松市の状況

◎被保険者数等の推移

	令和3年4月1日	令和4年4月1日	令和5年4月1日	令和6年4月1日	伸び率 (R3年～R6年)
人口	797,938人	793,606人	790,580人	786,792人	▲1.4%
世帯数	346,110世帯	348,361世帯	352,522世帯	356,064世帯	2.9%
被保険者数	490,353人	491,755人	492,351人	492,906人	0.5%
第1号被保険者数 (人口比率)	222,375人 27.9%	223,652人 28.2%	224,426人 28.4%	225,646人 28.7%	—
第2号被保険者数 (人口比率)	267,978人 33.6%	268,103人 33.8%	267,925人 33.9%	267,260人 34.0%	▲0.3%
要介護認定者数	39,977人	40,271人	40,478人	41,905人	4.8%
要介護1～5	30,165人	30,063人	29,855人	30,658人	1.6%
要支援1・2	9,812人	10,208人	10,623人	11,247人	14.6%
サービス利用者数	35,909人	36,040人	36,711人	38,045人	5.9%
居宅サービス	23,514人	23,871人	24,539人	25,768人	9.6%
施設介護	7,785人	7,679人	7,591人	7,678人	▲1.4%
地域密着型サービス	4,610人	4,490人	4,581人	4,599人	▲0.2%

◎介護給付費の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付費	642.1億円	645.8億円	647.9億円	662.9億円
居宅サービス	258.4億円	267.6億円	271.9億円	283.3億円
施設サービス	255.8億円	255.2億円	256.3億円	259.7億円
地域密着型サービス	89.4億円	89.2億円	89.5億円	89.9億円
その他諸費	38.5億円	33.8億円	30.2億円	30.0億円

※その他諸費には、高額介護サービス費や特定入所者介護サービス費などが含まれます。

◎令和5年度の収支状況

